三　別表七の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第１号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

四　別表八の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第１号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

（令和元年度三月震災復興特別交付税額の加算及び減額）

第五条　令和二年三月において、令和元年度三月震災復興特別交付税額は、前条の規定によって算定した額から第一号の額を減額した後の額に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）とする。

一　次に掲げるいずれかの額

イ　第三条第三項の場合において、令和元年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額から返還すべき額を控除した額

ロ　第三条第五項の場合において、令和元年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額

二　第三条第一項第二号の算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「及び平成三十年度省令第三条第一項第二号（平成三十年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」とあるのは「、平成三十年度省令第三条第一項第二号（平成三十年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及びこの項」と、「及び平成三十年度省令第三条第一項第二号の」とあるのは「、平成三十年度省令第三条第一項第二号及びこの項の」と、「（平成三十年度省令第三条第一項第二号」とあるのは「（平成三十年度省令第三条第一項第二号及びこの項」と、「当該過大に算定された額の合算額」とあるのは「当該過大に算定された額の合算額（令和元年度において返還すべき額を除く。）」と読み替えるものとする。

2　前項の規定によって算定した令和元年度三月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

3　前項の場合において、令和元年度三月震災復興特別交付税額から減額することができない額の措置については、別に省令で定める。

（令和元年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法等の特例）

第六条　第一条、第二条及び第四条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、令和元年九月及び令和二年三月以外の月において、令和元年度分の震災復興特別交付税の額を決定し、交付する。

2　第三条及び前条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、令和元年九月及び令和二年三月以外の月において、令和元年度分の震災復興特別交付税の額を加算し、減額し、及び返還するものとする。

［新設］

（平成三十一年度三月震災復興特別交付税額の加算及び減額）

第五条　平成三十二年三月において、平成三十一年度三月震災復興特別交付税額は、前条の規定によって算定した額から第一号の額を減額した後の額に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）とする。

一　次に掲げるいずれかの額

イ　第三条第三項の場合において、平成三十一年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額から返還すべき額を控除した額

ロ　第三条第五項の場合において、平成三十一年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額

二　第三条第一項第二号の算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「及び平成三十年度省令第三条第一項第二号（平成三十年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」とあるのは「、平成三十年度省令第三条第一項第二号（平成三十年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及びこの項」と、「及び平成三十年度省令第三条第一項第二号の」とあるのは「、平成三十年度省令第三条第一項第二号及びこの項の」と、「（平成三十年度省令第三条第一項第二号」とあるのは「（平成三十年度省令第三条第一項第二号及びこの項」と、「当該過大に算定された額の合算額」とあるのは「当該過大に算定された額の合算額（平成三十一年度において返還すべき額を除く。）」と読み替えるものとする。

2　前項の規定によって算定した平成三十一年度三月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

3　前項の場合において、平成三十一年度三月震災復興特別交付税額から減額することができない額の措置については、別に省令で定める。

（平成三十一年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法等の特例）

第六条　第一条、第二条及び第四条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、平成三十一年九月及び平成三十二年三月以外の月において、平成三十一年度分の震災復興特別交付税の額を決定し、交付する。

2　第三条及び前条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、平成三十一年九月及び平成三十二年三月以外の月において、平成三十一年度分の震災復興特別交付税の額を加算し、減額し、及び返還するものとする。